

○横手市議会基本条例

平成24年6月11日

条例第23号

改正 平成25年2月28日条例第1号

平成26年12月10日条例第43号

令和元年12月11日条例第53号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第4条）

第3章 市民と議会との関係（第5条～第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条～第11条）

第5章 委員会の活動（第12条）

第6章 政務活動費（第13条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第14条・第15条）

第8章 議会事務局等の充実（第16条・第17条）

第9章 補則（第18条・第19条）

附則

（前文）

横手市議会と市長は、二元代表制のもと、切磋琢磨し、市民のために最良の意思決定をなす共通の使命が課せられている。

これまで、先人たちは幾多の試練を乗り越え、実り豊かな大地「横手市」をつくりあげてきた。私たちはそれを継承し、さらに発展させ、次代に引き継がなければならない。

よって、横手市議会及び議員は、市民の多様な意見を代表して議論し、社会情勢の変化を的確に捉えた不断の自己研鑽を義務とし、議会の持つ権能を十分に発揮するよう努めるものである。

ここに、横手市議会は、地方自治の本旨に則り、合議制の議事機関として真に市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、横手市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権限と機能を発揮し、もって真に市民の負託にこたえ、豊かな横手市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進することを目指して活動する。

2 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているか事務の執行を監視し、評価する。

3 議会は、言論の府であることを十分に認識し、積極的な議員相互間の自由討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるとともに、議決責任を認識し、積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすものとする。

4 議会は、社会環境、経済情勢の変化により新たに生ずる市政の課題に適正かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

5 議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

（1） 議会が言論の府及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（2） 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策形成、政策立案及び政策提言に関し、会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

（情報共有と市民意見の把握）

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

（議会広聴活動の充実）

第6条 議会は、市政に係る課題に対する市民の意見を把握し、政策価値を創造するため、広聴の充実に努めるものとする。

（議会広報活動の充実）

第7条 議会は、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民にとって議会と市政が身近になるよう広報活動に努めるものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等とは、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は当該委員会委員長の許可を得て、当該議員又は委員に反問することができる。

(閉会中の文書による質問)

第9条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができるものとする。

(政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策水準を高めるために、必要に応じて市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の実施後における各事業の事務事業評価の審議に努めるものとする。

(予算及び決算における説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の具体的な説明資料の提出を市長等に求めることができる。

第5章 委員会の活動

(委員会の運営)

第12条 委員会の委員は、社会環境、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、所管に係る市政の課題に対し常に問題意識をもって活動するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

3 委員長は、十分な討議を保障するため、公平、公正な委員会運営を行わなければならない。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付等)

第13条 議員は、政策研究及び政策提言等が確実に実行されるよう、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 議員は、政策立案及び調査研究に資するため、政務活動費の交付を受けたときは、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関することは、別に定める。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、市民全体の代表者として、政治的倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第15条 委員会又は議員は、議員定数又は議員報酬の改定を提案するに当たっては、市政の現状及び市の将来像等を十分に考慮し、明確な理由を付して提出するものとする。

第8章 議会事務局等の充実

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化するものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第18条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならない。

(継続的な検証)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検証、検討するものとする。

2 議会は、前項に定める検証、検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から適用する。

附 則（平成26年12月10日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月11日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。